

不利益処分に係る処分基準(法令)

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|-------------------------------------|-------|-------|
| 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第22条の6 | 提出の命令 | 生活衛生課 |

- 1 法第22条の6に基づき、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から30日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずる場合の審査基準は次のとおり。

犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。